

企業主導型保育施設設置促進助成金の支給申請に係る取扱いについて
【補足事項】

平成 29 年 7 月 5 日 29 東し雇第 215 号
改正 平成 31 年 3 月 29 日 30 東し雇第 1151 号
改正 令和 2 年 3 月 5 日 31 東し雇第 1593 号

1 支給申請について

(1) 企業主導型保育施設設置促進助成金支給要綱(以下「支給要綱」という。)の別表 2「支給申請 提出書類一覧」「③実施機関から通知を受けた企業主導型保育事業(整備費)助成決定通知書の写し」について、実施機関に企業主導型保育事業(整備費)の助成申請を提出しているものの、決定の通知がなく写しの添付が困難な場合で、以下のいずれかに該当する場合は、決定通知受領後速やかに届け出ることを条件として、支給申請することができる。

ア 実施機関からの内示を受けている場合

イ 対象施設の開所予定日の 3 か月前に至っても実施機関からの内示を受けていない場合

この取扱いにより支給申請する場合には、本通知に定める企業主導型保育施設設置促進助成金支給申請書(補足事項様式第 1 号)及び誓約書(補足事項別紙 2)を用いること。上記アにより支給申請する場合は、助成決定内示書を添付すること。また、支給決定にあたっては、支給決定通知書(補足事項様式第 2 号)により、当該申請事業者に通知する。

(2) 上記(1)により支給申請書を提出後、助成決定通知書を受領した場合は、速やかに提出すること。

(3) 上記(1)により支給申請書を提出後、企業主導型保育事業(整備費)助成の申請を取りやめた場合又は不採択通知書を受領した場合には、速やかに理事長に報告すること。

附則

この取扱いは、平成 29 年 7 月 5 日から施行する。

附則

この取扱いは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この取扱いは、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。